

糸島市立波多江小学校いじめ防止基本方針

令和7年8月改訂

1 学校のいじめの問題に対する考え方

(1) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的（身体的な影響・持ち物を隠される・壊される・嫌なことをされる、誹謗中傷等）な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、担任、関係教諭等からなる、いじめ防止等の対策決定のためのいじめ問題対策委員会を設置し、必要に応じて開催する。事象によってはSSWやSCを加えて課題解決を図る。

(2) 職員会議や学年研修会等

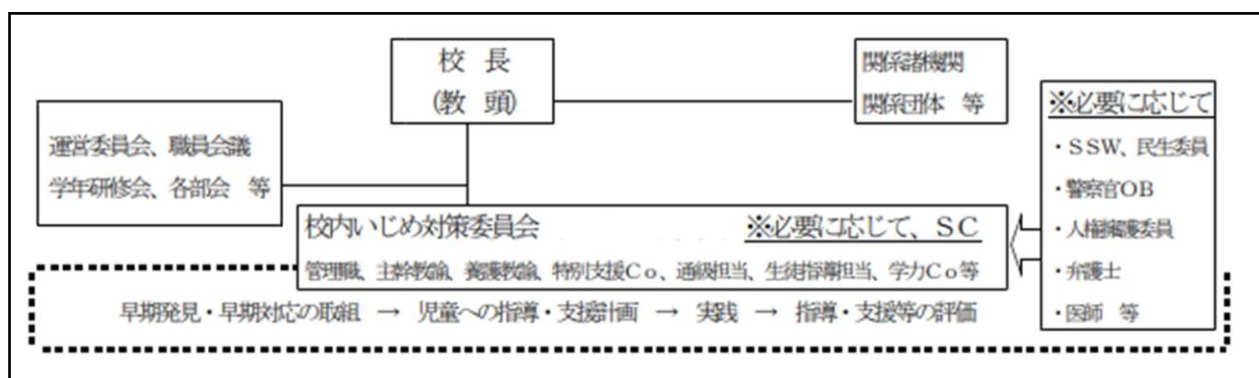
週に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を学年研修会で図る。必要に応じて、月に1度、職員会議等で指導についての情報交換及び共通理解を図る。また、少なくとも年間1回は、いじめの問題に関する教職員の資質向上を図るため、いじめの問題に特化した研修会を実施する。

3 報告体制

(1) いじめを発見した場合やいじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長、教頭（不在時は主幹教諭）、学年主任や担任等に報告する。また、速やかに、担任または必要な場合は、複数の教員で事実確認を行う。

(2) いじめの事実が確認された場合は、校内いじめ対策委員会を開き、対応を協議すると共に職員会議で情報を共有する。

(3) 校内いじめ対策委員会の組織及び構成は次の図のとおりである。



4 教職員研修

「いじめ防止基本方針」や「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修やＳＳＷ、ＳＣ等の専門家を講師とした研修を実施する。

5 いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応について

(1) いじめの防止の取組【発達支持的生徒指導の充実】

- ・年間指導計画に基づき、人権の視点をふまえた教科、道徳、特別活動等を実施する。
- ・児童が主体的に行う、いじめ防止のための児童会活動等の活動や望ましい人間関係づくりのために、異学年交流、ピア・サポート等の体験活動を充実させる。
- ・年に１回のＱＵ調査結果から対応策を学年で考えたり、「教育相談アンケート」等の結果をもとにした学級担任による教育相談を行い、児童理解に努めたりする。積極的生徒指導に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもつことができる授業の実践に努める。

(2) いじめの早期発見の取組【課題予防的生徒指導及び困難課題対応的生徒指導の充実】

- ・日常の児童の様子を観察、月１回のいじめに特化したアンケート（記名及び無記名９月と１１月と２月）、ＦＦ調査（８月と１２月）、学校生活アンケート（７月）、保護者アンケート（７月と１２月）、教育相談週間（６月と１０月）、相談ポストの設置と活用の設定により、いじめの早期発見に努める。
- ・家庭向けリーフレット等を活用し、家庭と連携した早期発見に努める。
- ・「ＳＯＳミニレター」「子どもホットライン２４」「子ども人権ＳＯＳチャット」などの配布や一人一台端末デスクトップ上への相談窓口案内の添付について、児童がＳＯＳを出す方法について、長期休業等の休みの前後に児童に周知する。また、２４時間いつでも相談できることや秘密は守られるようになっていることについても周知する。

(3) いじめへの早期対応の取組【困難課題対応的生徒指導の充実】

○ いじめ事案の通報

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実について確認する。

○ 事実確認及び教育委員会への報告

- ・校内いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- ・いじめの事実が確認された場合、その結果を教育委員会へ報告する。

○ 児童への支援・指導・助言

- ・いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを行った児童への毅然とした指導とその保護者への助言を継続的に行うとともに、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を継続して行う。
- ・全校児童に対し、いじめ再発防止のための指導（学級活動や道徳学習等）を行う。

○ 被害児童が安心して教育を受けられるための対応

- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、児童（いじめを行った児童又はいじめを受けた児童）を別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・ＳＣやＳＳＷ等を配置し、心のケアを行う。

○ 保護者間のトラブルの防止

- ・関係保護者との連絡・相談を密に行い、事実に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

○ 警察との連携

- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

○ 児童に対する適切な懲戒

- ・いじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときには、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加えるものとする。

6 ネット上のいじめ

(1) ネット上のいじめとは

- ・文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする。
- ・掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載する。
等がネット上のいじめである。

(2) ネットいじめの未然防止

- ・フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(家庭内ルールの作成など)
- ・学校便りにより、保護者からのネットいじめ等に関する情報提供を呼びかける。
- ・教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- ・計画的に情報モラルに関する指導を行う。
- ・インターネット利用に関する職員研修を実施する。
- ・「保護者と共に学ぶ規範意識育成事業」をととして、ネットいじめ防止の啓発に努める。

(3) ネットいじめの早期発見、早期対応

- ・被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実について確認する。
- ・校内いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- ・いじめの事実が確認された場合、その結果を教育委員会へ報告する。

7 新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチン接種等によるいじめへの対処

(1) 新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチン接種等によるいじめとは

- ・咳や発熱の症状がある児童や欠席した児童に対して、「コロナ」ではないかと他者に伝える。
- ・新型コロナにかかった後に、復帰したあるいは濃厚接触者の疑いがある人（児童）に対し、「近寄るな」「触るな」など暴言を吐いたり、無視したりして、輪に入れない。
- ・新型コロナウイルスがいじめの象徴のように使われており、言い出しにくい状況がある。
- ・新型コロナワクチン接種をしてないことを理由に、不当な差別的な扱いをされたり接種するように強要されたりする。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関するいじめの未然防止

- ・児童及び家庭や地域に対して、新型コロナウイルス感染症等について正しい知識の周知や道徳教育の充実に努める。
- ・心理や福祉を専門とするＳＣやＳＳＷ等による職員研修の充実を図る。
- ・ワクチン接種については、接種が強制ではないことや身体的な理由等により接種ができない場合や望まない場合があることを児童に指導し、保護者に理解を求める。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関するいじめの早期発見、早期対応

- ・他のいじめと同様に早期発見、早期対応をする。
- ・いじめを受けた児童への心のケアに対して、心理や福祉を専門とするＳＣやＳＳＷ等と連携して、保護者に了解を得ながら迅速な相談を実施する。
- ・全校児童に対して再度偏見や差別等がないように道徳教育を実施する。

8 いじめの解消について

いじめが「解消している」という状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされていることとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・少なくとも３か月、「いじめが止んでいる状態」が継続している。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・「被害児童本人」及びその「保護者」に対し、面談や電話等により確認する。

9 重大事案について

(1) 重大事態の定義

ア. いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ. いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。なお、相当の期間とは、年間３０日間を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず迅速に調査に着手する。

ウ. 児童や保護者等から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について速やかに報告する。

(3) 調査を行う組織の設置

- ・教育委員会と協議の上、「校内いじめ対策委員会」を母体とする。当該調査の公平性・中立性を確保するために、外部の専門機関からの推薦等により、当該重大事態事案の状況に応じて、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)で組織する。

(4) 事実確認のための調査

- ・当該重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、積極的に資料を提供する。
- ・いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合は、当該児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者からの要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(5) 調査結果の提供

- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を提供する。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、適時・適切な方法で説明する。
- ・情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮するとともに、教育委員会から、情報提供の内容・方法・時期などについての指導を受けた上で行う。

(6) 調査結果の報告

- ・調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。
- ・上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

11 学校評価及び保護者や地域、関係機関等との連携

(1) 取組の評価

いじめに関する取組についての評価は、PDCAサイクルに基づき行う。
(教員による評価、保護者評価、学校関係者評価)

(2) 評価結果の活用

評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、児童理解や未然防止、早期発見などの取組について評価し、その結果を以後の取組に生かす。

(3) 保護者や地域、関係機関との連携

- ・保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- ・保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・必要に応じて教育委員会、子ども課、教育支援センター、SC、SSWなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- ・学校運営協議会において、少なくとも年1回はいじめ防止の取組等について報告し、取組の点検及び評価を行う。